

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年1月27日(2011.1.27)

【公開番号】特開2008-141768(P2008-141768A)

【公開日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【年通号数】公開・登録公報2008-024

【出願番号】特願2007-313754(P2007-313754)

【国際特許分類】

H 04 N 5/225 (2006.01)

G 03 B 17/02 (2006.01)

G 03 B 17/04 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/225 B

G 03 B 17/02

G 03 B 17/04

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月6日(2010.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体の凹部に配置された第1のヒンジを有し、モニタが、第1の位置では前記凹部の内側に前記筐体と面一に配置され、前記モニタは、該モニタを前記第1のヒンジの回転軸を中心に回転させることによって、第2の位置に配置可能であり、回転角度が事実上0度から90度の間であるモニタ取付用組立体であって、

前記第1のヒンジの前記回転軸に事実上平行である面に回転軸を有する第2のヒンジが設けられ、前記第1のヒンジが実質的に全開されたとき、前記第2のヒンジが前記筐体の前記凹部の外側に配置され、前記第1のヒンジ及び前記第2のヒンジを操作するのに必要なトルクが、互いに顕著に異なるように設定されていることを特徴とするモニタ取付用組立体。

【請求項2】

前記第1のヒンジを操作するのに必要なトルクが、前記第2のヒンジを操作するのに必要なトルクよりも低いことを特徴とする請求項1に記載のモニタ取付用組立体。

【請求項3】

前記第1のヒンジの回転角度が、機械的止め子、特に前記凹部の縁部によって制限されていることを特徴とする請求項1に記載のモニタ取付用組立体。

【請求項4】

前記第2のヒンジが、前記第1のヒンジから、前記第1のヒンジの前記回転軸と前記筐体の外表面との間の距離と、前記第2のヒンジの回転軸と前記モニタの外表面との間の距離との合計に等しい、又は前記合計より大きい距離のところに配置されていることを特徴とする請求項1に記載のモニタ取付用組立体。

【請求項5】

前記第2のヒンジに機械的抵抗が設けられ、前記機械的抵抗が、前記第2のヒンジを通常操作するのに必要なトルクを顕著に超えるトルクを加えることによって克服可能であることを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載のモニタ取付用組立体。

【請求項 6】

前記機械的抵抗が、切欠きに係合する、ばね付き又は可撓性のピンによって与えられていることを特徴とする請求項5に記載のモニタ取付用組立体。

【請求項 7】

前記機械的抵抗が、軸方向にばね荷重を掛けられ、ピン又は切欠きを有する前記第2のヒンジによって与えられ、前記ピン又は切欠きが、対応する切欠き又はピンに係合していることを特徴とする請求項5に記載のモニタ取付用組立体。

【請求項 8】

前記モニタを前記第1のヒンジ及び前記第2のヒンジの前記回転軸に対して直角をなす回転軸を中心回転させる回り継手が設けられていることを特徴とする請求項1から7のいずれかに記載のモニタ取付用組立体。

【請求項 9】

旋回する前記回り継手が、前記第1のヒンジと前記第2のヒンジとを連結していることを特徴とする請求項8に記載のモニタ取付用組立体。